

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 23 件

厚生年金関係 23 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 29 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 17 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日にA社B工場において厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 11 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年6月23日から20年3月31日まで
② 昭和20年4月1日から同年11月1日まで

申立期間①については、学徒動員によりC社D工場に勤務しており、学徒動員の学生の中には、大学生も数人勤務していたことを記憶している。

申立期間②については、E学校（現在は、F県立G高等学校）を卒業後、A社B工場に入社し、同社B工場のH工場で職員として勤務し、終戦を迎えた後、昭和20年10月までの期間において工場に残って、工場の見回りなどの残務整理をしていた。

私が卒業したG高等学校の60周年記念アルバムには、申立期間②当時、私が書いた寄せ書きが掲載されており、その寄せ書きには私が勤務していた会社の名称も記載してある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、事業所索引簿にはA社B工場の記載は無く、同社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も存在しないものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の備考欄に「A社B工場」と記載されている厚生年金保険の被保険者が多数確認できるところ、年金事務所は、「厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、被保険者氏名や資格取得日

等の欄に多くの空欄が見受けられるが、A社B工場は、厚生年金保険の適用事業所であったものと考えられる。」と回答していることなどから判断すると、申立事業所は、申立期間②において厚生年金保険の適用事業所に該当していたものと推認できる。

また、申立人のA社B工場における入社の際及び勤務状況、軍管理工場であった申立事業所についての具体的な供述及び申立事業所に同時期に勤務していたとする申立人のいとこの供述から判断すると、申立人は申立期間②において申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人は、「E学校に在学中にA社B工場の入社試験を受け合格した。昭和20年3月下旬に卒業後、同年4月1日の入社日に間に合うように当該事業所があったI市に行った。当時の従業員の身分は、『職員』と『工員』の2員制であり、私の身分は『職員』で、同社B工場のH工場に勤務していた。同工場は軍管理工場であったので、終戦後も工場の残務処理のため同年10月末までの期間において勤務していた。」と供述しているところ、G高等学校は、「申立人は昭和20年3月27日に当校を卒業している。」と回答している上、前述の払出簿により19年4月3日から20年10月11日までの期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる、前記の申立人のいとは、「申立人がA社B工場に勤務していたのは間違いなく、申立人はE学校に在学していたので、私より後に職員として当該事業所に入社してきた。終戦後、私が当該事業所を退職した後も工場を閉鎖するまでの期間において勤務していたようである。」と供述している上、申立期間②当時、A社B工場において社会保険事務を担当していたとする同僚は、「すべての正社員については厚生年金保険被保険者資格の取得手続を行っていた。職員であれば、厚生年金保険に加入していると思う。」と供述している。

加えて、前述の払出簿により昭和19年3月3日から20年6月6日までの期間に申立事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、A社B工場において同じ課に勤務していたとする同僚は、「当時一つの工場に1,000人以上が勤務していたため、申立人について面識は無いが、申立人のA社B工場に係る供述内容等については、私が記憶している事情とほぼ一致している。E学校等の技術専門学校の卒業生であれば従業員の身分は『職員』であり、厚生年金保険に加入していたと思う。」と供述していることなどから判断すると、申立人は申立期間②において申立事業所に勤務し、当該期間における厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、A社は、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、当社B工場もそのうちのの一つで、昭和18年12月に設立され、終戦をもって閉鎖している。いずれの工場も当時の関連資料は保存されていないこと

から詳細は不明であるものの、当時、一般的に、当社の軍管理工場に職員として在籍していた者については厚生年金保険に加入させていたものと思われる。」と回答している。

なお、A社B工場が所在していたJ県の資料によれば、J県庁は昭和20年代に火災の被害にあっており、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが、重要な厚生年金台帳を全焼した。これは各事業所の協力を得て再生できると思う。」とJ県が述べていることが確認できるところ、当時のJ県庁職員は、「当県庁では、1年くらいかけて、火災により焼失した厚生年金保険に係る記録の修復作業に当たったものの、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている事業所もあったので、完全に修復できたか否かは不明である。」と供述している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年11月1日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされていないとは言えない。

2 申立期間①について、申立人はE学校の在学中である昭和19年6月23日から20年3月末までの期間においてC社D工場に勤労働員学徒として勤務していたと供述している。

また、申立人は、勤務内容等について詳細に供述しているところ、申立人が名前を挙げた当時の同級生も、申立人を含む同級生約60人が勤労働員学徒として勤務したと供述しており、勤務状況の供述についても申立人の供述と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間①においてC社D工場に勤労働員学徒として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない取扱いとされる旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されている。

また、C社D工場が申立期間①において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことが確認できるものの、申立人及び前述の申立人の同級生について、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において名前の記載を確認することができない。

さらに、C社D工場は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会することができないことから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年7月20日は16万3,000円、同年12月20日は26万2,000円及び19年7月20日は45万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成18年7月20日は16万8,000円、同年12月20日は26万2,500円及び19年7月20日は45万9,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は1万1,704円、1万9,181円及び3万4,115円であり、この控除額は標準賞与額16万3,000円、26万2,000円及び46万5,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 7 月 20 日は 16 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 26 万 2,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 45 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、20万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、20万8,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できることから、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は41万6,000円、同年12月20日は29万5,000円、18年7月20日は41万2,000円、同年12月20日は31万2,000円及び19年7月20日は56万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は41万6,000円、同年12月20日は29万5,500円、18年7月20日は42万3,000円、同年12

月 20 日は 31 万 2,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 56 万 3,000 円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は 2 万 8,982 円、2 万 1,074 円、2 万 9,470 円、2 万 2,841 円及び 4 万 1,144 円であり、この控除額は標準賞与額 41 万 6,000 円、29 万 5,000 円、41 万 2,000 円、31 万 2,000 円及び 56 万 2,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 20 日は 41 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 29 万 5,000 円、18 年 7 月 20 日は 41 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 31 万 2,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 56 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A 社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は38万3,000円、同年12月20日は24万円、18年7月20日は37万6,000円、同年12月20日は25万5,000円及び19年7月20日は48万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は38万3,000円、同年12月20日は24万円、18年7月20日は38万6,000円、同年12月20日

は 25 万 5,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 48 万 5,000 円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は 2 万 6,683 円、1 万 7,145 円、2 万 6,892 円、1 万 8,668 円及び 3 万 5,433 円であり、この控除額は標準賞与額 38 万 3,000 円、24 万円、37 万 6,000 円、25 万 5,000 円及び 48 万 3,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 20 日は 38 万 3,000 円、同年 12 月 20 日は 24 万円、18 年 7 月 20 日は 37 万 6,000 円、同年 12 月 20 日は 25 万 5,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 48 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A 社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月20日は12万5,000円、18年7月20日は45万3,000円、同年12月20日は39万円及び19年7月20日は76万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年12月20日は12万5,000円、18年7月20日は46万5,000円、同年12月20日は39万円及び19年7月20日は76万8,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚

生年金保険料は8,930円、3万2,396円、2万8,551円及び5万6,152円であり、この控除額は標準賞与額12万5,000円、45万3,000円、39万円、及び76万6,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年12月20日は12万5,000円、18年7月20日は45万3,000円、同年12月20日は39万円及び19年7月20日は76万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は96万8,000円、同年12月20日は46万8,000円、18年7月20日は89万7,000円、同年12月20日は48万円及び19年7月20日は89万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は96万8,400円、同年12月20日は46万8,000円、18年7月20日は97万円、同年12月20日

は 48 万円及び 19 年 7 月 20 日は 89 万 8,000 円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は 6 万 7,440 円、3 万 3,433 円、6 万 4,096 円、3 万 5,140 円及び 6 万 7,353 円であり、この控除額は標準賞与額 96 万 8,000 円、46 万 8,000 円、89 万 7,000 円、48 万円及び 91 万 9,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 20 日は 96 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 46 万 8,000 円、18 年 7 月 20 日は 89 万 7,000 円、同年 12 月 20 日は 48 万円及び 19 年 7 月 20 日は 89 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、すべての申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は64万2,000円、同年12月20日は33万円、18年7月20日は63万9,000円、同年12月20日は35万2,000円及び19年7月20日は65万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は64万2,000円、同年12月20日は33万円、18年7月20日は70万6,000円、同年12月20日

は 35 万 2,500 円及び 19 年 7 月 20 日は 65 万 3,000 円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は 4 万 4,728 円、2 万 3,575 円、4 万 5,703 円、2 万 5,769 円及び 4 万 8,025 円であり、この控除額は標準賞与額 64 万 2,000 円、33 万円、63 万 9,000 円、35 万 2,000 円及び 65 万 5,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 20 日は 64 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万円、18 年 7 月 20 日は 63 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 35 万 2,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 65 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A 社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成18年7月20日は19万9,000円、同年12月20日は33万7,000円及び19年7月20日は52万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月20日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成18年7月20日は20万5,000円、同年12月20日は33万7,500円及び19年7月20日は52万3,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は1万4,282円、2万4,671円及び4万1,290円であり、この控除額は標準賞与額19万9,000円、33万7,000円及び56万3,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 7 月 20 日は 19 万 9,000 円、同年 12 月 20 日は 33 万 7,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 52 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は41万8,000円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は49万4,000円、同年12月20日は28万5,000円及び19年7月20日は50万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は41万8,100円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は50万7,000円、同年12月20日

は28万5,000円及び19年7月20日は50万5,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は2万9,122円、1万9,288円、3万5,322円、2万864円及び3万9,972円であり、この控除額は標準賞与額41万8,000円、27万円、49万4,000円、28万5,000円及び54万5,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年7月20日は41万8,000円、同年12月20日は27万円、18年7月20日は49万4,000円、同年12月20日は28万5,000円及び19年7月20日は50万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は100万円、同年12月20日は85万円、18年7月20日は90万円、同年12月20日は42万円及び19年7月20日は102万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は100万円、同年12月20日は85万円、18年7月20日は90万円、同年12月20日は42万円及

び19年7月20日は102万2,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は7万5,920円、6万724円、6万8,328円、3万748円及び7万4,747円であり、この控除額は標準賞与額108万9,000円、85万円、95万6,000円、42万円及び102万円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成17年7月20日は100万円、同年12月20日は85万円、18年7月20日は90万円、同年12月20日は42万円及び19年7月20日は102万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は35万4,000円、同年12月20日は26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、平成17年7月20日は35万4,000円、同年12月20日は26万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年7月20日は61万5,000円、同年12月20日は28万3,000円、18年7月20日は55万2,000円、同年12月20日は30万円及び19年7月20日は56万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日
② 平成17年12月20日
③ 平成18年7月20日
④ 平成18年12月20日
⑤ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年7月20日は61万5,000円、同年12月20日は28万3,500円、18年7月20日は61万7,000円、同年12

月 20 日は 30 万円及び 19 年 7 月 20 日は 58 万 5,000 円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は 4 万 2,847 円、2 万 217 円、3 万 9,502 円、2 万 1,963 円及び 4 万 1,510 円であり、この控除額は標準賞与額 61 万 5,000 円、28 万 3,000 円、55 万 2,000 円、30 万円及び 56 万 6,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 7 月 20 日は 61 万 5,000 円、同年 12 月 20 日は 28 万 3,000 円、18 年 7 月 20 日は 55 万 2,000 円、同年 12 月 20 日は 30 万円及び 19 年 7 月 20 日は 56 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年12月20日は7万5,000円、18年7月20日は27万8,000円、同年12月20日は22万5,000円及び19年7月20日は37万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月20日
② 平成18年7月20日
③ 平成18年12月20日
④ 平成19年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、すべての申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、平成17年12月20日は7万5,000円、18年7月20日は27万8,000円、同年12月20日は22万5,000円及び19年7月20日は37万3,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されて

いる厚生年金保険料は 5,358 円、2 万 1,105 円、1 万 6,472 円及び 2 万 7,307 円であり、この控除額は標準賞与額 7 万 5,000 円、29 万 5,000 円、22 万 5,000 円及び 37 万 3,000 円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額は、すべての申立期間に係る賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支給額から、平成 17 年 12 月 20 日は 7 万 5,000 円、18 年 7 月 20 日は 27 万 8,000 円、同年 12 月 20 日は 22 万 5,000 円及び 19 年 7 月 20 日は 37 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 21 年 12 月 24 日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A 社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、30万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該賃金台帳から、申立人は、申立期間について30万4,000円の賞与の支給を受けているが、賞与から控除されている厚生年金保険料は2万3,079円であり、この控除額は標準賞与額33万1,000円に見合う額であることが確認できる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与支給額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することと

なる。

したがって、申立人の標準賞与額は、申立期間に係る賃金台帳において確認できる賞与支給額から、30万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できるところ、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係るA社における標準賞与額に係る記録を、31万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月20日

申立期間において、A社から支給された賞与から当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているので、申立期間について、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する賃金台帳により、申立人は、申立期間において、31万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録により、事業主は、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月24日に、申立人の申立期間に係る標準賞与額について賞与支払届を提出したことが確認できることから、A社は、申立期間において支給した賞与から厚生年金保険料を控除したこと、及び申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立期間①について、事業主は、申立人が昭和25年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は26年11月15日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を昭和39年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格喪失日に係る記録を昭和41年5月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

4 申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社における資格取得日に係る記録を昭和41年9月16日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間： ① 昭和25年11月1日から26年11月15日まで
② 昭和39年9月1日から同年11月1日まで
③ 昭和41年4月30日から同年5月1日まで
④ 昭和41年9月16日から同年10月1日まで

A社B支店に勤務していた申立期間①、C社に勤務していた申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。両事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A社B支店における勤務状況に係る具体的な申立人の供述、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が名前を挙げた同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間①当時の「厚生年金保険被保険者生年月日索引簿」に申立人の氏名が確認できることから判断すると、申立期間①当時、申立人はA社B支店に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと考えられる。

一方、前述の被保険者名簿について、日本年金機構F事務センターでは、「E社会保険事務所の火災により、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は焼失しており、可能な範囲で復元しているものの、健康保険の整理番号に多数の欠番があるなど、完全には復元できていない状況にある。また、申立期間①当時の厚生年金保険被保険者生年月日索引簿に申立人の氏名が確認できることから、申立期間①当時、申立人は申立事業所に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得していたものと考えられる。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことの原因としては、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の焼失、事業主の届出漏れ、保険者による厚生年金保険被保険者記号番号払出簿への記入漏れ等の可能性が考えられるが、火災による焼失から半世紀も経た今日において、保険者において当該被保険者名簿等の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主に、その原因がいずれかにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らに、これによる不利益を負担させるのは相当ではないと言うべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間において勤務していた事実及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実が推認できること、申

立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和 25 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は 26 年 11 月 15 日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、厚生年金保険被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の被保険者記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録、D社が提出した申立人に係る社員名簿及び同僚の供述等から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和 39 年 9 月 1 日にC社G営業所から同社本社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和 39 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③について、雇用保険の被保険者記録、D社が提出した申立人に係る社員名簿及び同僚の供述等から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和 41 年 5 月 1 日にC社本社から同社G営業所に異動）、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが

認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和41年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間③の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録、D社が提出した申立人に係る社員名簿及び同僚の供述等から判断すると、申立人がC社に継続して勤務し（昭和41年9月16日にC社G営業所から同社本社に異動）、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のC社における昭和41年10月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成10年10月は50万円、同年11月は47万円、同年12月は50万円、11年1月は53万円、同年2月から13年2月までは50万円、同年3月は59万円、同年4月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から15年4月1日まで

年金事務所に標準報酬月額の記録を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給総額より低い金額で記録されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書並びにA社が提出した賃金台帳等において確認できる報酬月額及び保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料額を給与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、平成10年10月は50万円、

同年11月は47万円、同年12月は50万円、11年1月は53万円、同年2月から13年2月までは50万円、同年3月は59万円、同年4月から14年9月までは50万円、同年10月から15年3月までは47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料額の算出及び控除について誤りを認めている上、当該事業所が提出した申立人に係る賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が申立期間の全期間について一致していないことから判断すると、事業主は賃金台帳等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成7年8月から9年5月までは36万円、同年6月から10年5月までは38万円、同年6月から11年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月1日から11年10月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与支給額より低い金額で記録されている。申立期間前の給与支給額に比べて、申立期間の給与支給額が下がった記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成7年から9年までの期間のうちの一部期間のものと推認される給与支払明細書、及び10年6月から11年9月までの期間に係る給与支払明細書、並びに平成7年及び9年から11年までの期間に係る源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から判断すると、7年8月から9年5月

までは36万円、同年6月から10年5月までは38万円、同年6月から11年9月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料を保管しておらず、不明である。」と回答しているものの、申立人が保管する給与支払明細書及び源泉徴収票により確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、申立期間の全期間において一致していないことから判断すると、事業主は前述の給与支払明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月1日から12年5月1日まで

A社に入社して退職するまでの期間において、給与の額に変更は無かつたにもかかわらず、年金事務所の記録では申立期間の標準報酬月額が、申立期間前の標準報酬月額に比べて極端に低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立期間当時の事業主が、ともに、申立人のA社における在籍期間中には、勤務形態及び給与形態に変更は無かつたと供述しているところ、申立人が提出した、平成12年4月30日に同社を退職したことに係る雇用保険受給資格者証に記載されている離職時賃金日額から算出される、申立人の退職前6か月間の報酬月額の平均は19万680円であり、当該報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる申立期間に係る標準報酬月額である9万8,000円と大幅に相違する一方、申立期間前の標準報酬月額である22万円とおおむね符合することが確認できる。

また、オンライン記録でA社における厚生年金保険の被保険者として申立人以外に唯一確認できる、経理及び社会保険の事務を担当していたとする事業主の姉が平成9年*月*日に死亡しているところ、前述の事業主は、申立人の同年から11年までの定時決定における健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、事業主自身が社会保険制度を理解しないまま、申立人について、誤って前述の事業主の姉の標準報酬月額である9万8,000

円を記載して提出する一方、給与の支払いについては、当該事業主の姉が記載していた賃金台帳の記載内容に基づき、引き続き、変更前の標準報酬月額 22 万円に見合う厚生年金保険料額等について控除した後の金額を申立人に給与として手渡しており、社会保険事務所（当時）からの保険料納入告知額と申立人からの厚生年金保険料等の控除額との整合性については確認していなかった旨を供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、22 万円相当の給与の支給を受け、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、22 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の始期に当たる平成 9 年 10 月の定時決定にともなう健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を含め、申立期間において 3 回の同算定基礎届の機会があり、そのいずれの機会においても社会保険事務所が事務処理を誤ったとは考え難い上、事業主は、申立期間における同算定基礎届について誤った報酬月額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立期間において、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成11年1月から同年3月までの期間は22万円、同年4月は18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月20日から同年5月27日まで

年金事務所の記録では、A社に勤務していた申立期間における標準報酬月額は12万6,000円となっているが、当該標準報酬月額は、給与支払明細書で確認できる総報酬額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と異なっているので、申立期間における標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が提出した給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額から、平成11年1月から同年3月までの期間は22万円、同年4月は18万円に訂正することが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額の届出に誤りがあったことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで

昭和40年4月1日にA社に入社し、平成13年9月30日に同社を定年退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社が保管する申立人に係る人事異動日が記載された社報、同社の回答及び同社B工場に係るオンライン記録により申立期間当時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に継続して勤務し（平成元年4月1日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成元年3月のA社B工場に係るオンライン記録から、47万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、「厚生年金保険被保険者資格の喪失届に誤った日付を記載し届出を行った可能性が高い。」と回答している上、事業主が平成元年4月1日を資格喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを

同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和46年9月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月31日から同年9月1日まで

昭和25年4月1日にA社に入社し、61年9月19日に同社を退職するまでの期間において勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社が保管する申立人に係る人事カード及びC企業年金基金が保管する加入員記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年9月1日にA社から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年7月のオンライン記録、及びC企業年金基金が保管する申立人の同年8月の加入員記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は、「当時の届出等の関連資料を保管していないが、申立期間に係る被保険者資格の喪失日については、厚生年金基金の加入員記録を訂正する旨届け出たものの、同様の届出を社会保険事務所（当時）に行っていない可能性が考えられる。申立人の申立期間の厚生年金保険料は納付していない。」と

回答している上、事業主が昭和46年9月1日を厚生年金保険被保険者資格の喪失日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は、同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 55 年 9 月までの期間及び 56 年 2 月から 57 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 3 月から 55 年 9 月まで
② 昭和 56 年 2 月から 57 年 12 月まで

昭和 54 年ごろ、妹に国民年金の加入を勧められ、両親及び妹と共に A 市 B 区役所に出向き、私の国民年金の加入手続を行った。この時、国民年金保険料が未納になっている期間が数期間あったので、同区役所の職員から国民年金保険料の一括払いを勧められて、一括納付した。

その後、年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間①については、国民年金に未加入になっており、申立期間②については、国民年金保険料が未納と記録されているが、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付しているはずであるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の国民年金手帳記号番号の被保険者の加入年月日等から、平成 3 年 6 月ごろに申立人に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に当該手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間①及び②は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①については、国民年金の加入手続を行った際に、未納分の国民年金保険料を一括納付したとしているが、納付したとする国民年金保険料額は実際の保険料額と相違している。

さらに、A 市 B 区役所が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿には、

昭和 56 年 2 月から平成 3 年 5 月までの期間における 3 回の国民年金被保険者資格の取得及び 2 回の同資格の喪失に関する処理を同年 7 月に一括して行うとともに、元年 9 月から同年 12 月までの期間並びに 3 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料納付書を同年 6 月 4 日に発行したことが記録されていることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致することから、同区役所において、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年 6 月 4 日であることが推認される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間に係る保険料納付を行っていたとする申立人の母親は、保険料の納付を代理で納付していたことは記憶しているものの、申立期間②の再加入手続、納付時期等の記憶は曖昧であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和34年4月に結婚し、両親が営んでいた店を手伝っていた。国民年金制度発足当初の36年4月に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は毎月婦人会の人が集金に来ていたので納付していた。
申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月ごろに夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人と同時に加入したとする申立人の妻が所持する国民年金手帳は、手帳発行日が同年4月1日と記載されていることから、申立人は、少なくとも同日以降に国民年金に加入したものと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を婦人会の人が集金に来ていたので納付していたと主張しているところ、A市では、「納付組合による国民年金保険料の集金制度が始まったのは、昭和36年12月からであり、また、国民年金手帳記号番号が払い出される前に国民年金保険料を徴収することは無い。」と回答している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、納付組合への納付開始は、昭和43年4月からであることが確認できることから、申立人の主張は、申立人が国民年金保険料の納付を開始した時期以降の記憶であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで
昭和34年4月に結婚し、両親が営んでいた店を手伝っていた。国民年金制度発足当初の昭和36年4月に夫婦で国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は毎月婦人会の人が集金に来ていたので納付していた。
申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年9月ごろに夫婦連番で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する国民年金手帳は、手帳発行日が昭和42年4月1日と記載されていることから、申立人は、少なくとも同日以降に国民年金に加入したものと推認され、その時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料を婦人会の人が集金に来ていたので納付していたと主張しているところ、A市では、「納付組合による国民年金保険料の集金制度が始まったのは、昭和36年12月からであり、国民年金手帳記号番号が払い出される前に国民年金保険料を徴収することは無い。」と回答している上、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、納付組合による納付開始は、昭和43年4月からであることが確認できることから、申立人の主張は、申立人が国民年金保険料の納付を開始した時期以降の記憶であると考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

次の就職先が平成元年4月からと決まっており、その間に就職の準備等もあったため、勤めていた会社を同年2月末日で退職し、A市B区にある実家に転居した。母から国民年金のことを聞き、同市B区役所に行って、相談したところ、次の就職までの1か月間のみについて国民年金の加入を勧められて、保険料を窓口で納付した。領収書のようなものをもらったが、現在は所持していない。これ以降、何度かの転職の際もその都度国民年金の加入手続を行い、例え1か月間でも納付を忘れたことは無く、きちんと保険料を納付している。

申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、基礎年金番号が導入された平成9年1月1日に基礎年金番号が付番されているものの、年金事務所及びA市B区役所において、上記基礎年金番号が付番された以前に、申立人が国民年金に加入していた記録が確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人の所持する年金手帳には、国民年金手帳記号番号が払い出されたことを示す記載は無く、申立人は、上記基礎年金番号が付番された年金手帳のほかに年金手帳を所持したことは無いと供述しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年 3 月に大学を卒業して A 市に戻り、個人事業を営み、国民年金に加入した。同年 4 月 1 日から国民年金に加入した記録が年金手帳に残っており、国民年金に加入して保険料を納付しないということは考えられないので、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 4 月 1 日に国民年金に加入したと申し立てしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の記号番号が 55 年 4 月に払い出されていることが確認できる上、A 市 B 区役所が作成した国民年金被保険者名簿には、受付日が「昭和 55 年 4 月 10 日」、資格取得日が「昭和 55 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、同年 4 月 10 日に国民年金の加入手続が行われ、申立人が大学を卒業し、国民年金の強制加入被保険者としての資格を取得した 52 年 4 月 1 日にさかのぼって資格を取得したと記録されたものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿において、昭和 55 年 4 月以降の国民年金保険料の納付記録が確認できるが、申立期間については納付記録を確認できない上、申立人が国民年金の加入手続を行ったと考えられる時点では、申立期間の大部分が過年度納付及び申立人が加入手続を行ったと考えられる時点において実施されていた特例納付によるほかには国民年金保険料を納付できないが、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したことや一括して納付したことはないと供述している。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していた

ことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月まで

私は、大学を卒業後、昭和 56 年 4 月に A 社に就職したが、当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、国民年金の加入手続を当時の同社の事務長が行ってくれた。保険料は自分の給料から毎月天引きされていたと思う。

事務長は既に死亡しているが、入社した段階で国民年金に加入し、保険料もきちんと納付していたと思うので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 57 年 8 月に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付によるのみ納付することは可能であるものの、申立人は、保険料は給与から毎月引かれていたとしている上、オンライン記録には申立期間の保険料が過年度納付された事跡は見当たらず、ほかに申立期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は A 社が行い、申立人及びその両親は関与していないと供述しているものの、申立人が同社を退職し別の会社に入社した昭和 59 年 4 月から同年 6 月までの保険料がいったんは納付済みとされており、この間の保険料を A 社が納付することは考え難く、保険料の納付に係る申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人と同時期に A 社に入社したとする同僚についても、申立期間当時、国民年金に加入した事跡は見当たらないこと、及び A 社の事務長から

の供述を得ることはできず、国民年金保険料の納付状況等が不明であることなどを踏まえると、申立期間の保険料について、A社が申立人に代わり保険料を納付していたものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（給与明細書、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 44 年 8 月までの期間及び 52 年 10 月から 55 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 2 月から 44 年 8 月まで
② 昭和 52 年 10 月から 55 年 6 月まで

申立期間①については、結婚後、義母から加入を勧められて国民年金に加入した。その当時、国民年金保険料は月額数百円だったような気がするが、保険料を義母に預けて、義母が自身の分と一緒に集金に来ていた婦人会の人に納めていたと記憶している。

申立期間②については、昭和 49 年 8 月に、A 社を辞めて、厚生年金保険の被保険者ではなくなったので、52 年 6 月に国民年金に加入した。57 年 7 月に現在の B 県 C 町の家に移る前の、同年 6 月分までの国民年金保険料は、途中で 1 回の中断はあったが、ほぼ納めたと記憶している。このころの保険料は 3 か月分で合計 1 万数千円くらいだったが、現在は亡くなっている友人に預けて納付してもらっていた。

申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 6 月に任意加入により払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の知人からの供述が得られない上、オンライン記録、特殊台帳及び C 町の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は昭和 52 年 6 月に

任意加入被保険者の資格を取得した後、同年 10 月に同資格を喪失し、55 年 7 月に同資格を再取得していることから、国民年金に加入した後、57 年 7 月に C 町の家に移るまでの間に、途中で 1 回、国民年金の加入を中断したことがあるという申立人の記憶とも符合し、当該期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの期間及び平成 3 年 2 月から同年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 10 月まで
② 平成 3 年 2 月から同年 8 月まで

申立期間①の期間については、結婚前であったので旧姓で国民年金保険料を納付していた。

また、申立期間②の期間は結婚して間もない時期であり、夫が公務員のため仕事上年金の勉強をしていた。その勉強の中で国民年金の保険料を滞納している期間があると、不慮の事故等で障害者になっても障害基礎年金が支給されない場合があるということを知り、私にその旨を語ってくれた。そこで、私はA市B区のC出張所に行って、障害年金等について色々相談した記憶がある。その際に、申立期間②が未納期間と教えられ、後日納付書に現金を添えて同出張所で保険料を納付した。

申立期間①及び②について保険料を納付したのは間違いないので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 61 年 8 月にD県で国民年金に加入し、オンライン記録によると、当該期間直前の 63 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が 62 年 12 月 28 日に納付されていることが確認されるころ、申立人は、63 年 1 月ごろにD県E町からA市に住所を移転し、同年 4 月には同市に所在するF社に入社したと供述していること、同市の国民年金被保険者名簿に記載された国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 11 月ごろに同市で払い出されたものであり、この時点では当該期間は時効により保険料を納付できない期間であること、及び同市においてE町で払い出された国民年金手帳記号番

号の記録は見当たらないことから、同市では、申立人の住所移転を把握しておらず、当該期間に係る国民年金保険料の納付書は申立人に対し発行されなかったものと推認され、申立人は、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、申立人は、平成3年12月ごろ、A市B区C出張所で当該期間の国民年金保険料を一括納付したと供述しているものの、この時点において、当該期間のうち3年2月及び同年3月の保険料は過年度納付、同年4月から同年8月までの保険料は現年度納付となるところ、同出張所では過年度保険料の納付はできない上、保険料額等についての申立人の記憶は定かではなく、保険料の納付状況等が不明であることを踏まえると、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から50年9月まで

「ねんきん特別便」によると、私が国民年金に加入したのは、昭和50年10月となっており、加入時期に疑問が生じたので、A県B市役所に確認したところ、昭和50年度の国民年金保険料は月額千円余と聞いた。私は、45年6月ごろに同市役所に勤務していた職員に勧められて国民年金に加入し、当時の国民年金保険料は月額数百円で年金手帳に印紙を貼って保険料を納付したと記憶している。後にC郵便局で毎月保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年10月にB市で任意加入により払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録では、申立人は、同年同月17日に初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、C郵便局で国民年金保険料を納付していたと供述しているものの、B市では、同市内の郵便局が国民年金保険料収納の指定金融機関となったのは、昭和61年度からとしており、申立人の供述内容と符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から61年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から61年11月まで

私は、20歳になった後、父から国民年金の説明を聞き、A市B区役所（現在は、同市C区役所）で国民年金の加入手続をした。申立期間の国民年金保険料は、初めの数回は納付書で、その後は口座振替で毎月納付していた。

保険料の全額免除を受けていた平成6年度から8年度までの期間について、追納の申込みをした際に、社会保険事務所（当時）の職員に、この期間以外に納付していない期間がないか聞いたところ、「昭和53年12月からずっと納付していて、平成6年度から8年度までの期間以外未納はない。」と言われた記憶がある。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月にA市E区で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は、時効によりさかのぼって納付することもできない期間である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、昭和61年4月から同年11月までの国民年金保険料納付記録欄に、保険料が未納であることを示す「未」と記載されている上、オンライン記録及び同市の国民年金収滞納一覧表においても、保険料の納付事跡は61年12月以降であり、保険料の納付方法等についての申立人の記憶は定かではないことなどを踏まえると、申立人が保険料の納付を始めた時期は同年12月からと推認され、申立期間の保険料が納付されて

いたものとは考え難い。

なお、前述のA市の収滞納一覧表によると、申立人の保険料の口座振替が開始された時期は平成4年2月からである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 4 月から 41 年 7 月までの期間、42 年 4 月から 45 年 10 月までの期間、52 年 4 月から同年 10 月までの期間、54 年 10 月及び 55 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から 41 年 7 月まで
② 昭和 42 年 4 月から 45 年 10 月まで
③ 昭和 52 年 4 月から同年 10 月まで
④ 昭和 54 年 10 月
⑤ 昭和 55 年 3 月

昭和 40 年 5 月ごろに、父が私の国民年金の加入手続をしてくれたと思っている。父は、以前から私に国民年金の加入手続をするように言っていたが、私は意味が分からずに、父にすべて任せていた。

また、国民年金保険料の納付も、経済的な理由からすべて父に任せていたが、その父も平成 9 年*月に死亡しているために当時のことを聞くことはできない。当時の記憶が無く、関連資料も無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 9 月に申立人の元妻と連番で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、オンライン記録及び A 市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立人は、申立人の元妻と同様に、41 年 8 月にさかのぼって初めて国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該期間は、国民年金の未加入期間となり、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②については、当該期間直前の昭和 41 年 8 月から 42 年 3

月までの国民年金保険料は納付済みとされているものの、申立人の国民年金被保険者資格の取得時期は、申立人の元妻が厚生年金保険被保険者資格を喪失し国民年金被保険者資格を取得した 41 年 8 月で一致しており、この期間の保険料は、申立人の父親ではなく、申立人の元妻が夫婦二人分を過年度納付したものと考えるのが自然である上、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても当該期間は未納とされていること、申立人は同年 12 月には元妻と離婚していること、及び当該期間当時申立人の父親は申立人と別居していることなどを踏まえると、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立期間③、④及び⑤は、オンライン記録では国民年金の未加入期間となっている上、申立人及びその父親が当該期間に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとする形跡もうかがえないことから、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

申立期間の国民年金保険料は納付されていない期間とされているが、申立期間当時は、26歳ごろに退職した職場の退職金等で経済的にも余裕があったので、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶があり、また、平成5年ごろに国民年金保険料の納付状況が気になったので、社会保険事務所（当時）に相談した際に、同事務所から、「20歳以降の期間については、昭和60年4月から61年9月までの国民年金の未加入期間を除き、きちんと納付されている。」との説明も受けた記憶があるので、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、「26歳ごろに退職した職場の退職金で申立期間の国民年金保険料を納付した。」と供述しているところ、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和57年1月に払い出されていることが確認でき、当該時点においては、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、「退職以前の職場に在籍中に申立期間に係る国民年金保険料を納付したかもしれない。」とも供述しているが、申立人の国民年金の加入手続、同保険料の納付方法、納付金額等の記憶は曖昧である上、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当時のA市B区役所が作成した国民年金被保険者名簿により、申立人に係る記録として、昭和57年1月に「50年

4月2日資格取得」、「52年4月1日資格喪失」及び「55年4月1日資格取得」の記録をまとめて記載していることが確認できるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 51 年 3 月 31 日まで

年金裁定請求の際に社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、A社B事業所(現在は、C社D支店)に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

A社B事業所に入社した当日に、担当上司から、半年間以上勤務するのであれば、入社時から厚生年金保険に加入することができるので、前の勤務先で取得した厚生年金保険被保険者証と失業保険証を持って来るように言われたことを記憶しており、申立期間は、厚生年金保険に加入していたはずであり、同事業所を退職した後に失業保険も受給した記憶がある。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B事業所における業務内容、雇用実態についての具体的な供述から判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社D支店は、「当時の申立人に係る人事記録及び賃金台帳等は保存していない。A社の職員として、申立人の在籍記録は確認できないことから判断すると、申立人は臨時的に雇用された従業員であったと思われる。」と回答している。

また、申立人は、「申立期間におけるA社B事業所での雇用形態は、アルバイトであった。当該事業所から日雇健康保険手帳のようなものを支給され、1日勤務するごとにシールを貼ってもらっていた。当該手帳は勤務した申立期間において使用していた。」と供述していること、及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、印紙購入手帳記号番号の記載があることから判断すると、当時、申立人は申立期間において日雇労働者健康保険の被保

険者であったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録において、申立人が昭和 50 年 5 月 16 日に国民年金被保険者資格を取得し、59 年 9 月 3 日に同資格を喪失しており、申立期間を含むすべての国民年金の被保険者期間において国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に昭和 49 年 3 月 16 日から現在までの期間において継続して勤務しており、私が所持している「平成 22 年度休暇・欠勤カード」の入社年月日欄にも昭和 49 年 3 月 16 日と記録されている。

A社は、同社の親会社であるC社（現在は、D社）の国内各地区でサービス業務に携わる複数の子会社を吸収合併して設立されたもので、会社名は変わっても業務内容、処遇等に何ら変更は無く、健康保険も継続してE健康保険組合に加入している。

申立期間の厚生年金保険料は給与から控除されていたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が所持しているA社の「平成 22 年度休暇・欠勤カード」から判断すると、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになったのは昭和 49 年 7 月 1 日であり、申立期間において適用事業所に該当していた記録は確認できない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することになった同年 7 月 1 日であることが確認できる。

また、申立事業所が提出した「失業保険被保険者資格取得通知書」及び申立人が所持している前述の休暇・欠勤カードにより、A社に直接採用されたことがうかがえるところ、前述の被保険者名簿により、申立人と同日に厚生年金

保険被保険者の資格を取得したことが確認できる、申立期間当時に同社で給与事務を担当していたとする同僚は、「私は、昭和 49 年 4 月ごろに入社した後、総務において、2 か月から 3 か月の期間において給与計算事務を担当した。C 社から異動した従業員の保険料控除は担当してないので不明であるが、私が担当していた A 社に直接採用された従業員については、申立期間当時、厚生年金保険料を給与から控除していなかったと思う。私自身は同年 6 月までの 3 か月間は試用期間であった。」と供述し、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる別の同僚は「私は昭和 49 年 1 月ごろに入社して総務にいたが、3 か月間は試用期間だった。記憶は定かではないが、少なくとも試用期間中は、保険料は控除されていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、直接採用した従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる同僚のうち、オンライン記録により同社グループにおいて初めて同被保険者資格を取得していることが確認でき、連絡のとれた同僚であって、同社において取得日以前から勤務していたとしている複数の同僚から、同社での申立期間に係る保険料控除についての具体的な供述は得られない上、同社の事業主に照会した結果、「申立人の申立期間の保険料控除については、当時の、給与台帳等の資料は保管しておらず、担当者も既に退職しており不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月1日から27年3月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社（昭和25年12月にB社と名称変更し、現在は、C社）に勤務していた申立期間の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

私はD県立E高等学校を卒業後、昭和25年4月1日にA社に入社し、29年6月末日に退職するまでの期間において、継続して勤務していたはずであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D県立E高等学校を卒業後、A社に就職したと主張しているところ、同校が提出した申立人に係る「卒業証明書」により、申立人が昭和27年3月1日付けで同校の全日制の課程を卒業しており、申立人は申立期間において同校に在学中であったことが確認できる。

また、申立人が上司として名前を挙げた者は、「私は昭和25年11月17日にA社に入社し、同年12月に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、私の被保険者記録に間違いは無い。申立人は、私と同じ業務を行っていたが、入社日は私よりも後だったはずである。」と供述しているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該上司は、昭和25年12月に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿により、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号が払い出されたのは、昭和27年3月20日であることが確認できる上、前述の被保険者名簿及び申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人が上記の被保険者記号番号が払い出された同日に申立事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得

し、29年7月1日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間における申立人の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2897（事案 1890 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月27日から47年9月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、昭和42年11月から47年8月末までの期間にA社に勤務していたにもかかわらず、記憶している在籍期間と厚生年金保険の被保険者期間が相違していることが分かった。

年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったところ、申立期間は厚生年金保険の被保険者期間として認められないとの通知を受け取ったが納得できない。

今回、申立期間にA社に在籍していたことを示す資料として、同社に在籍中に売買業務に携わった商業用建物の土地所有権移転に係る不動産登記簿謄本を提出するので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が名前を挙げた同僚、及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のいずれからも、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての具体的な供述が得られないこと、ii) 申立期間における事業主は所在不明であり、当時の関連資料も無いため、申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成22年3月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間中にA社に在籍していたことを示す資料として、同社に在籍中に売買業務に携わったとする昭和46年9月3日に所有権移転登

記が行われた商業用建物の土地に係る不動産登記簿謄本を提出しているものの、当該不動産登記簿謄本には申立事業所の名称及び申立人の名前の記載は見当たらず、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは確認できない。

また、前述の被保険者名簿により、申立人と同じ業務に携わったとされる上司及び同僚は、当該土地に係る所有権移転登記が行われたとする昭和46年9月3日より3年4か月前の43年5月3日及び同年4月25日にそれぞれ申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、前記の上司は、前述の被保険者名簿によれば、申立ての土地に係る所有権移転登記が行われた時点では別の事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できるところ、当該上司は、「当該土地に係る所有権移転登記が行われた時期に在籍した事業所はA社ではない。」と供述している。

さらに、前述の商業用建物に係る不動産登記簿謄本によれば、建物に係る所有権を移転する登記は、申立期間前の昭和43年1月12日に行われていることが確認できるところ、前述の被保険者名簿において、申立人、前記の上司及び同僚について、同日時点で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該上司は「私はA社在籍中に当該商業用建物の売買業務に携わったが、同社に在籍中に当該買収に係る業務は終わっていたものと思われる。」と供述している。

加えて、適用事業所名簿によれば、申立事業所は昭和44年12月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間のうち、同日から47年9月1日までの期間については厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月から 35 年 2 月まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社において運転手の助手として勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚一人の厚生年金保険の被保険者記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により確認できること、上記同僚の供述、及び申立人が所持する、申立事業所と推認される事業所名が表記された自動車に申立人が乗車しているとする写真から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は昭和 43 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、当時の上司及び同社で給与支払事務を担当していたとする同僚はいずれも申立人を記憶していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、上記の給与支払事務を担当していたとする同僚は、「従業員の入社後すぐには、厚生年金保険の加入手続を行っていなかった。」と供述している上、同社で経理事務を担当していたとする同僚は、「私は、入社してから1年後に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことになっている。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、上記同僚について、厚生年金保険

被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2899（事案 434 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年から 35 年まで

A社B事業所（現在は、C社D事業所）における昭和 33 年から 35 年までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録訂正には至らなかった。

当時、健康保険被保険者証を使用した記憶があるため、厚生年金保険に加入していたはずであり、今回、申立期間を昭和 34 年から 35 年までの期間に変更して申立てを行うので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立期間に係る申立てについては、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が名前を挙げた同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できること及び当該同僚の供述から判断すると、申立人と申立事業所との雇用関係は確認できないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことを推認することができる一方、i) 当該被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、ii) C社D事業所では、申立人に係る関連資料は保存していないと回答している上、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は現場作業員として下請けの会社にいた記憶があるが、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述していることなどから、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 29 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間を変更し、当時、健康保険被保険者証を使用した記憶があるため、厚生年金保険に加入していたはずであるとして再度申立てを行っているが、i) C社D事業所では、日雇健康保険に係る関係書類が新たに確認できたため、当時は、日雇健康保険に加入する作業員がいたものと考えられると回答していること、ii) 前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚らに聴取したところ、当時、作業員は厚生年金保険ではなく、日雇健康保険に加入しており、厚生年金保険料が控除されていた常用の従業員は少数であったと供述していることなど、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 2900 (事案 794、1921 の再々申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 12 日から 40 年 1 月 1 日まで

昭和 38 年 11 月 12 日に A 社 B 支店に入社しているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 40 年 1 月 1 日となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかったため、2 度にわたり年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、いずれも認められなかった。

今回、新たに当時の経理担当者と連絡が取れたので、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、A 社 B 支店は、申立人に係る社会保険関係資料等は保存していないと回答している上、申立事業所に勤務していた申立人の同僚の供述から判断すると、申立事業所では入社と同時に厚生年金保険被保険者の資格を一律に取得させていなかった事情がうかがえるなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は申立期間において間違いなく厚生年金保険に加入していたとして再度申立てを行っているが、申立人が新たに名前を挙げた同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚 10 人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、このうち 7 人は、雇用保険被保険者の資格を取得して約 3 か月から約 14 か月の期間が経過した後厚生年金保険被保険者の資格を取得

しており、雇用保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日は必ずしも一致しておらず、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、平成 22 年 3 月 17 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに当時の経理担当者の名前を挙げて申立てを行っているが、当該経理担当者は、「昭和 27 年ごろ、会社で計算した厚生年金保険料の納付額と社会保険事務所（当時）からの納入告知額に差があったため、社会保険事務所と一緒に厚生年金保険料を精査した記憶がある。従業員の厚生年金保険料は入社と同時に給与から控除していたはずであるが、厚生年金保険料を精査して以降、申立期間を含めて、会社で計算した厚生年金保険料の納付額と社会保険事務所からの納入告知額は一致していた。」と供述している上、被保険者名簿において、前述の雇用保険の被保険者記録を確認した同僚 10 人と別に、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者の資格を取得している同僚 6 人について雇用保険の被保険者記録を確認したところ、いずれも、雇用保険被保険者の資格を取得して約 4 か月から約 16 か月の期間が経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、雇用保険被保険者資格の取得日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日は必ずしも一致していないことが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

A社B事務所に入社後、昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者から第3種被保険者に変更されているが、申立期間においても実際に入坑し技術者として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の第3種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者種別について、A社B事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人が提出した給与明細書により、申立期間において、厚生年金保険の第1種被保険者としての厚生年金保険料が事業主により控除され、第3種被保険者としての厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、A社は、「当社のB事務所が閉鎖されてから相当年数が経過しており、当時の関連資料は無く、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、前述の被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚二人は、それぞれ、「私は、申立人と同じ工事を担当しており、昭和 42 年 4 月ごろから常時入坑して工事を行うようになったが、それまでの期間については時々入坑していた状態であったと記憶している。」、「私は、申立人と同じ工事を担当しており、具体的な時期は分からないが、開発を断念する1年くらい前から常時入坑していたように記憶している。当時の厚生年金保険の被保険者種別や入坑手当については分からない。」と供述しているところ、当該同僚二人を含む13人の同僚は、申立人と同日の昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者種別が第1種被保険者から第3種被保険者に変更されていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月から 39 年 5 月 3 日まで
② 昭和 40 年 6 月から 55 年 11 月まで
③ 昭和 41 年 9 月 10 日から同年 9 月 17 日まで

A社B支店C営業所との委託契約により外務員として勤務していた申立期間①、D社E事業所との委託契約により外務員として勤務していた申立期間②、及びF社G事業所の敷地内にあった事業所で勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらの事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、「申立期間①当時、当社の外務員については嘱託員と委託契約員が混在し、嘱託員は厚生年金保険に加入させていたが、委託契約員は個人事業主として取り扱っており、厚生年金保険に加入させていなかった。当時の嘱託員に係る在籍記録に申立人の氏名が確認できないので、申立人は委託契約員であったと考えられる。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「私は申立人の後任で、委託契約により個人事業主として外務業務を行っていた。当時、厚生年金保険に加入していなかったため、給与から厚生年金保険料が控除されることは無く、国民年金に加入していた。」と供述しているところ、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間①当時、当該同僚について厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとともに、オンライン記録において、当時、当該同僚は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付

していることが確認できることから判断すると、当時、申立事業所では、委託契約員については必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した昭和48年5月15日付けD社E事業所発行の感謝状及び申立人が名前を挙げた同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立事業所に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、D社E事業所では、「申立期間②当時の職員に係る在籍記録に申立人の記録が確認できないため、申立人は正社員として登用されていなかったと思われる。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立期間②当時、申立人は委託員として勤務していた。私の場合も正社員に係る登用試験に合格するまでの期間については、申立人と同じ委託員であったので、厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることも無かった。」と供述しているところ、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が申立人と同じ委託員として勤務していたとする期間について、厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、委託員については必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、D社E事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難いほか、申立人が申立人と同じ委託員であったと供述している申立人の父に係る厚生年金保険の被保険者記録についても確認できない。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、

申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について、申立人の雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、「F社G事業所の敷地内にあった事業所に入社し、8日間勤務した後に退職した。」と主張しているが、当該事業所名、事業主及び同僚等の氏名を確認できないことから、当時の事業主等に照会することができず、申立人の申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、F社は、「当社のG事業所の敷地内には、多数の下請業者等が存在していたが、当社は下請業者等の従業員について管理していないので、申立人の申立内容を確認できない。」と回答しており、申立事業所の名称等について特定することができない。

加えて、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

また、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年12月1日から4年11月まで

A社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成2年12月1日と記録されているが、申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のB社に係る離職日は平成2年11月30日となっており、当該離職日は、オンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と符合していることが確認できる。

また、雇用保険に係る支給台帳によれば、申立人は平成2年11月30日に申立事業所を自己都合により離職し、同年12月11日に求職申込手続を行っており、待機期間及び給付制限期間満了後の3年3月18日から同年9月13日までの期間(180日間)において基本手当を受給していることが確認できる。

さらに、B社では、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。申立期間当時から厚生年金保険及び雇用保険に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る手続は同時に行っており、厚生年金保険被保険者の資格喪失届を提出した後に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは考えられない。」と回答しているほか、申立期間前後に申立事業所に勤務していたとする申立人の同僚は、「申立人に係る記憶はあるが、具体的な勤務期間については分からない。」と供述している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月から同年 11 月 30 日まで
② 昭和 45 年 11 月 23 日から 47 年 10 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 6 月 1 日から 50 年 9 月 30 日まで

A 県 B 部 C 課及び A 県 D 部 E 課に勤務していた申立期間①、A 県 F 部 G 課、H 市立保育園及び国の I 庁舎に勤務していた申立期間②、並びに A 県 J 部 K 課に勤務していた申立期間③に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。これらの事業所に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 県人事主管課が提出した臨時職員任用記録簿によれば、申立人が A 県 B 部 C 課に勤務していたことは確認できないものの、申立期間①のうち、昭和 44 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において A 県 D 部 E 課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、A 県人事主管課は、「申立人が昭和 44 年 8 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間において臨時職員として勤務していたことは確認できるものの、当時の社会保険に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、適用事業所名簿等によれば、A 県 B 部 C 課及び A 県 D 部 E 課は、いずれも、申立期間①当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除につ

いて確認することができない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、適用事業所名簿において、申立期間①当時、A県B部において厚生年金保険の適用事業所として確認できるA県B部L課に係る厚生年金保険被保険者原票においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間①における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録では、申立人がA県F部G課、H市立保育園及び国のI庁舎に勤務していたことを確認することはできない。

また、A県人事主管課及びH市人事主管課では、いずれも、「申立期間②における申立人に係る関連資料が無く、申立内容を確認できない。」と回答している。

さらに、A県F部G課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人の申立期間②における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間②における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いほか、同被保険者原票から、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、いずれも、「申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述している。

加えて、適用事業所名簿等によれば、H市立保育園及び国のI庁舎については、申立期間②当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及び国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和45年11月23日に国民年金被保険者の資格を取得し、申立期間②における国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、国のI庁舎を管理している所管M局に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認で

きない。

- 3 申立期間③について、A県人事主管課が提出した臨時職員任用記録簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間③のうち、昭和49年9月1日から50年1月31日までの期間においてはA県B部N課に勤務し、同年4月1日から同年8月31日までの期間においてはA県J部K課に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A県人事主管課では、「申立人が昭和49年9月1日から50年1月31日までの期間及び同年4月1日から同年8月31日までの期間において臨時職員として勤務していたことは確認できるものの、当時の社会保険に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、適用事業所名簿等によれば、A県B部N課及びJ部K課は、いずれも、申立期間③当時、厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人は当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人の申立期間③における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、国民年金被保険者名簿によれば、申立人は申立期間③において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立期間③当時、A県B部において厚生年金保険の適用事業所として確認できるA県B部L課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間③における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 4 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 62 年 3 月 31 日に前の事業所を退社して、すぐにA社に入社した。
当時、A社では商品販売業務を担当しており、給与は当月分を翌月の5日に現金払いで受け取っていた。会社から、申立期間がアルバイトとしての雇用期間や試用期間であったとの説明は受けていなかったと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は「62. 6. 1」と記録されており、申立人が所持する年金手帳にも、「厚生年金保険 初めて被保険者になった日 昭和 62 年 6 月 1 日」と記載されていることが確認できるところ、当該被保険者資格の取得日は雇用保険の被保険者記録による被保険者資格の取得日と一致する。

また、事業主は、「従業員の入社後に試用期間を設けており、試用期間の3か月間については厚生年金保険の加入手続を行わず、給与から保険料の控除も行っていない。」と回答しているところ、前述の被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A社では、試用期間が約2か月から3か月間あり、その期間は社会保険に加入していなかった。」と供述している。

さらに、申立事業所から提出された「昭和 62 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿」において、申立人は、申立期間について厚生年金保険料の控除が行われていなかったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月31日から25年4月1日まで
昭和22年4月にA社B事業所(現在は、C社)に入社すると同時に、D養成所に入所した。その後、E学校に編入して、D養成所及びE学校における3か年間の実習等を修了した後の25年4月に同社勤務となった。
申立期間は同社に養成員として継続勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同期にD養成所に入所し、申立人と同様に、昭和25年4月1日にA社B事業所において厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる複数の同僚は、いずれも「申立期間はA社に継続して勤務し、D養成所に通っていた。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間当時、申立事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の被保険者名簿によると、申立人と同期にD養成所に入所したとする複数の同僚を含む多数の者が、申立人と同様に昭和24年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが認められる。

また、F県G町史によると、A社は、技能者の養成を図るため、戦前からD養成所を開設してきたが、戦後、学校教育法に基づき、昭和23年11月に同養成所を3年制のE学校に名称変更し、24年4月に第1期入学生を募集しているところ、申立人は、同養成所に2年間在籍後、同学校に同年4月から1年間在学して、25年4月に同学校の第1期卒業生となっていることが推認できるとともに、前述の被保険者名簿によると、申立人は同年4月1日に厚生年金保険被保

険者資格を再度取得していることが確認できる。

さらに、前述のG町史において、申立人の1年後輩としてA社B事業所に入社したとする者は、D養成所に1年間在籍し、E学校に昭和24年4月から2年間在学して、26年1月に同学校の第2期卒業生となっていることが推認でき、申立人の2年後輩としてA社B事業所に入社したとする者は、同学校に24年4月から3年間在学して、27年3月に同学校の第3期卒業生となっていることが推認できるところ、厚生年金保険被保険者の資格を再度取得した日は、前述の被保険者名簿により、それぞれ26年1月20日及び27年4月1日となっていることが確認でき、いずれも、同学校を卒業した後に、厚生年金保険被保険者の資格を再度取得していることが確認できる。

これらのことを総合的に判断すると、A社B事業所では、D養成所に入所した従業員について、当初は申立事業所における厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたが、同養成所が学校教育法に基づくE学校に名称変更等したことに伴い、同学校に在学中の期間については厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしないなど、厚生年金保険の加入に係る取扱いを変更したことがうかがえる。

また、A社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、C社は、「申立期間当時の関係資料は無く、雇用実態等は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月ごろから 38 年 2 月ごろまで

昭和 37 年 2 月ごろにA区に所在したB社に入社し、同年 4 月ごろに同事業所がC郡D町に移転した。移転前後の期間において、当該事業所の工場内での作業に従事していた。移転先では、寮に入り、そこで現在の妻と知り合った。同社に 38 年初めごろまでの期間において勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の勤務内容に関する申立人の具体的な供述、及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の事業主は、「当社における従業員については厚生年金保険に加入させていたはずであるが、パートの従業員は加入させていなかった。従業員には試用期間があり、採用してから3か月間は厚生年金保険に加入させていなかった。従業員を厚生年金保険に加入させた後に、給与から厚生年金保険料を控除していた。」と回答している。

また、被保険者名簿により申立期間同時に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述において、当時の従業員数が約 30 人から 40 人である旨推認できるところ、被保険者名簿における当時の被保険者数は、約 20 人であることなどから判断すると、当時、申立事業所では、従業員について必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、被保険者名簿から、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該

当していた、申立期間を含む昭和 34 年 7 月 10 日から 38 年 4 月 29 日までの期間において、申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

昭和 57 年 3 月 1 日から同月 31 日までの期間はA病院（現在は、B病院）に勤務していた。同病院の経理担当者によれば、申立期間についても在籍記録があるとのことなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C大学人事担当課が提出した申立人に係る人事記録により、申立人が、申立期間において、A病院に部外研修として業務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、B病院が提出した2通の「昭和 57 年分源泉徴収票」（そのうちの1通には、税区分を表わす「乙欄」にチェックがあることが確認できる）ところ、当該表示は、当該源泉徴収票を発行している勤務先事業所が主たる給与を支給している事業所ではないことを表しており、当該源泉徴収票を、以下「源泉徴収票（税区分「乙」分）」という。一方、「乙欄」にチェックの無い、残る1通については、以下「源泉徴収票」という。）のうち、源泉徴収票の「中途就・退職」欄の記載により、申立人がA病院に就職したのは、昭和 57 年 6 月 1 日であったことが確認でき、当該記録は、同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録と一致する。

また、前述の人事記録により、申立人がA病院に、正規職員として採用される前に勤務していたのは、申立期間の1か月間のみであったことが確認できることから判断すると、源泉徴収票（税区分「乙」分）は当該1か月間の給与所得を反映していると推認できるところ、同源泉徴収票には、「支払金額」及

び「源泉徴収税額」の2項目の金額が記載されているのみで、「社会保険料等の金額」は記載されていないことが確認できることから判断すると、A病院は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと認められる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人が申立期間の前後の期間において勤務していたとするC大学人事担当課が提出した昭和57年分源泉徴収票の「中途就・退職」欄には、「退職／昭和57年5月31日」と記載されていることが確認できるとともに、同じく提出された「昭和57年分個人別給与台帳」により、申立人は、申立期間の前後の期間における共済掛金の控除は確認できるものの、同年3月については手当支給のみで、基本給等の支給及び厚生年金保険料又は共済掛金等の控除は確認できない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月 7 日から 56 年 2 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 60 年 4 月 9 日から同年 9 月 13 日まで
(B社)

日本年金機構から、A社とB社に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないとの回答を受けたが、給与も出来高制ではなく月給制で支給されていたはずであり、記憶が曖昧な部分はあるが正社員として勤務していたと^あ思っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった際に事業主であった者が、「時期は記憶していないが、申立人が当社に勤務していたことは明確に記憶している。」と供述していることなどから判断すると、申立人が同社に勤務していたことは推認できるが、当該事業主は当時の関連資料を保管しておらず、同僚から、申立人の勤務期間について確認できる供述を得ることができないなど、申立人の勤務期間について特定することができない。

また、申立期間①当時、社会保険事務を担当していたとも供述している上記の事業主は、「当時の資料等は保管されていないため、詳細は分からないが、申立期間当時、入社後、見習期間が約3か月あったのではないかなと思う。従業員の中には社会保険に加入しないことを希望していた者もいた。申立てどおりの約8か月間の勤務であれば、社会保険に加入していなかったことも十分に考えられる。」と供述している上、申立期間①当時、前述の被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同

僚の一人も、「約8か月間の勤務であれば、見習期間があったため社会保険に加入していなかったのではないか。」と供述していることから判断すると、事業主は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

なお、申立人は、自身は正社員ではなくアルバイトであった可能性もあると供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる別の同僚の一人は、「申立人が従事していたとする配送の業務には、正社員のほかに、厚生年金保険に加入しない若い男性アルバイトがいた。」と供述している。

- 2 申立期間②について、事業所所在地に係る申立人の記憶並びに厚生年金保険被保険者名簿等から確認できる事業所名称の記録及び法人登記の記録から判断すると、申立人が勤務していたと主張しているB社はC社（現在は、D社）であると認められるが、適用事業所名簿、及びD社が提出した、「事業所番号・記号の設定通知」（昭和60年11月1日付け）において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなるのは、申立期間②後の昭和60年11月1日であり、申立期間②において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、D社は、「申立期間②当時は、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていない。資料を保管していないため、申立人に係る勤務実態も確認できない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった当時の社会保険事務担当者も、「会社設立当初は経営が厳しく、社会保険に加入していなかった。厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、従業員の給与から厚生年金保険料の控除は行っていない。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間②当時の同僚について氏名を挙げておらず、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 3 申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 10 日

A社から支給された申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に係る賞与から厚生年金保険料が控除されていたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 15 年 6 月分の賃金明細書（賞与）から、申立人は、同年 6 月に支給された賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社が保管する人事記録（経歴書）によれば、申立人は平成 15 年 6 月 20 日に退職していることが確認できるところ、当該退職日に係る記録はオンライン記録における厚生年金保険被保険者資格の喪失日である平成 15 年 6 月 21 日と符合している上、申立人も月の途中で退職し、同年 6 月末日までの期間においては在職していなかったと供述している。

一方、厚生年金保険法第 19 条第 1 項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされており、申立人については、厚生年金保険被保険者資格の喪失月である平成 15 年 6 月の前月の同年 5 月分までの厚生年金保険料について、給与又は賞与から控除されるものと認められる。

さらに、申立事業所は、「申立人は、平成 15 年 6 月 20 日に当社を退職しており、同年 6 月に支給した賞与から厚生年金保険料を控除すべきではなかったが、誤って控除してしまった。このため、同年 6 月 30 日に、申立人に対して当該保険料を還付しており、これは保管する出納資料により確認できる。」と回答しているところ、当該出納資料から確認できる還付保険料額は、申立人が所持する前述の賃金明細書（賞与）に記載されている厚生年金保険料額と一致することが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した月である平成 15 年 6 月に支給された賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同年 6 月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

これら事実及びこれまで収集した資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。